

本人以外の口座に振込を行う場合の取扱いについて

振込口座の指定は、原則被保険者（サービス利用者）の口座としていますが、やむを得ない事情により、本人以外の口座に振込をすることがあります。

この場合、

- ① 続柄が法定相続人に該当していること
- ② 戸籍抄本など被保険者との続柄が確認できる資料
（成年後見人の場合は登記事項証明書）

の提示をお願いしています。

支給事務におけるトラブル防止の観点から、被保険者との続柄確認について、今後とも、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。